

令和2年2月21日

社会福祉法人寿光会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 内容

目標：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度と、社会福祉法人寿光会就業規則の育児休業制度について、初任の管理者研修での説明と全職員への周知を行い、「仕事と子育ての両立」について啓発を進めていく。

〈対策〉

- 令和2年4月 「仕事と子育ての両立」についての啓発準備と整備
- 令和2年5月 現管理者へ「仕事と子育ての両立」について啓発・説明の実施
- 令和2年6月 全職員への周知。
新任管理者へ「仕事と子育ての両立」について啓発・説明の実施